

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	埋葬、火葬又は改葬の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	墓地、埋葬等に関する法律第 5 条第 1 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	
審 査 基 準	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
	未設定理由：法令の規定において判断基準が言い尽くされている。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋葬又は火葬の許可については、即日</li> <li>・改葬の許可については、7 日</li> </ul>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 1 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 1 項 美郷町墓地等の経営の許可等に関する条例第 2 条 美郷町墓地等の経営の許可等に関する規則第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 墓地等の経営者となることができる者等</p> <p>① 墓地等の経営の許可等を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 地方公共団体</p> <p>(2) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条第 2 項に規定する法人で、永続的に自己の所有地に墓地等を経営しようとするもの</p> <p>(3) 墓地等の経営を目的として設立された公益社団法人又は公益財団法人</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、集落共同墓地（主に地縁に基づいて形成される地域共同体が原則としてその構成員にのみ使用させる目的で経営する墓地をいう。）又は個人墓地（墓地使用者がその祖先又はその親族の祖先の祭祀を主宰するために自ら経営する墓地をいう。）を現に経営していると認められるものは、次に掲げる許可を受けることができる。</p> <p>(1) 墓地の区域の変更の許可（現に経営していると認められる墓地の面積を増加させる変更にあつては、特別の事情があると町長が認める場合に限り。）</p> <p>(2) 災害の発生又は公共事業（法第 11 条に規定する事業を除く。）の実施に伴い、個人墓地を移設し経営しようとする者の場合における法第 10 条第 1 項の許可</p> <p>3. 墓地又は火葬場の設置場所の基準</p> <p>墓地又は火葬場の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 1①各号に掲げる者又は 1②に規定する墓地を現に経営していると認められるものが所有権を有する土地であること。</p> <p>(2) 墓地にあつては、住宅、学校、病院、公園その他これらに類する施設（以下「住宅等」という。）の敷地から 100 メートル以上、火葬場にあつては、300 メートル以上離れていること。</p> <p>(3) 河川又は湖沼から 20 メートル以上離れていること。</p> <p>(4) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。</p>

## 2. 納骨堂の設置場所の基準)

納骨堂の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 1①第1号又は第3号に規定する者が設置するものについては、所有権を有する土地であること。
- (2) 1①第2号に規定する者が設置するものについては、所有権を有する土地であり、寺院、教会等の境内、墓地の区域内又は火葬場の敷地内の場所であること。

## 3. 墓地等の施設の基準

墓地等の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 区域の面積が1ヘクタール未満の墓地
  - ア 周囲に塀、植栽等を設け、境界を明らかにすること。
  - イ 雨水等が滞留しないように排水路を設けること。
  - ウ 通路を設けること。
- (2) 区域の面積が1ヘクタール以上の墓地
  - ア 前号イ及びウの施設を設けること。
  - イ 墳墓一区画当たりの面積は、3平方メートル以上とすること。
  - ウ 墳墓の面積の総計は、墓地の区域の面積の3分の1以下とすること。
  - エ 緑地を適正に配置すること。
  - オ 通路のうち、幹線となるものの幅員は6メートル以上とし、その他のものの幅員は1.5メートル以上とすること。
  - カ 給水施設、休憩所、便所及び駐車場を設けること。
- (3) 納骨堂
  - ア 周囲に塀、植栽等を設けること。
  - イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
  - ウ 出入口及び納骨設備に施錠できる装置が設けられていること。
  - エ 防湿のための設備を設けること。
- (4) 火葬場
  - ア 敷地の周囲に塀、植栽等を設け、他の建物等と区分すること。
  - イ 火葬室及び火葬炉は、外部から見通すことができない構造であること。
  - ウ 火葬炉には、防臭、防じん及び防音のための装置を設けること。
  - エ 管理事務所、便所、駐車場及び待合所を設けること。
  - オ 火葬炉が存する建物には、施錠ができること。

## 4. 経営の許可の申請

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条第1項の経営の許可を受けようとする者は、墓地経営許可申請書（様式第1号）、納骨堂経営許可申請書（様式第2号）、火葬場経営許可申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の敷地に係る土地の登記事項証明書（申請日前90日以内に作成されたもの）
- (2) 墓地等に隣接する土地の状況について、所有者の住所及び氏名を記載した公図の写し
- (3) 墓地等の周囲200メートル以内（火葬場にあつては周囲500メートル以内）の河川又は湖沼及び住宅等の状況を示す図面
- (4) 墓地の区域の平面図及び求積図又は火葬場若しくは納骨堂の施設の設計概要書、配置図、立面図及び断面図
- (5) 他の法令に基づく許認可等を受けていることを証する書類（他の法令による規制がある場合に限る。）

	<p>(6) 申請者が宗教法人等である場合にあつては、当該宗教法人等の宗教法人規則、寄附行為又は定款の写し、法人の登記事項証明書及び許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</p> <p>3. 経営の許可の申請</p> <p>墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条第1項の経営の許可を受けようとする者は、墓地経営許可申請書（様式第1号）、納骨堂経営許可申請書（様式第2号）、火葬場経営許可申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の敷地に係る土地の登記事項証明書（申請日前90日以内に作成されたもの）</p> <p>(2) 墓地等に隣接する土地の状況について、所有者の住所及び氏名を記載した公図の写し</p> <p>(3) 墓地等の周囲200メートル以内（火葬場にあつては周囲500メートル以内）の河川又は湖沼及び住宅等の状況を示す図面</p> <p>(4) 墓地の区域の平面図及び求積図又は火葬場若しくは納骨堂の施設の設計概要書、配置図、立面図及び断面図</p> <p>(5) 他の法令に基づく許認可等を受けていることを証する書類（他の法令による規制がある場合に限る。）</p> <p>(6) 申請者が宗教法人等である場合にあつては、当該宗教法人等の宗教法人規則、寄附行為又は定款の写し、法人の登記事項証明書及び許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</p> <p>4. その他</p> <p>上記のほか、次に掲げる通知を参考に判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する件（昭和23年9月13日発衛第9号。厚生次官通達）三（埋葬、火葬の許可）、四（無縁墳墓に埋葬された死体等の改葬）</li> <li>・改葬許可の取扱について（昭和30年11月15日衛環第84号。厚生省環境衛生課長回答）</li> <li>・墓地、埋葬等に関する法律上の疑義について（昭和32年3月28日衛環第23号。厚生省環境衛生部環境衛生課長回答）</li> <li>・戸籍法の一部改正に伴う墓地、埋葬等に関する法律等の一部改正について（昭和45年4月14日環衛第52号。厚生省環境衛生局長通達）</li> <li>・妊娠期間の算定に関しての墓地、埋葬等に関する法律の運営について（昭和53年12月25日環企第190号。厚生省環境衛生局企画課長通知）</li> <li>・墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成11年3月29日生衛発第504号厚生省生活衛生局長通知）</li> <li>・許認可等の審査・処理期間の半減・短期化について（平成11年4月8日生衛発第656号。厚生省生活衛生局長通知）</li> </ul>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>20日</p>
備 考	(秋田県)市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第32第1号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成27年10月31日

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	住民生活課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	墓地、納骨堂又は火葬場の変更又は廃止の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 2 項

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 2 項、第 11 条 美郷町墓地等の経営の許可等に関する規則第 6 条、第 7 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 1 項の規定により墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可を受けて設けた墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする場合には、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2. 変更又は廃止しようとする場合の手續方法は、次の区分による。</p> <p>(1) 新規の許可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに墓地等を設置して経営しようとする場合</li> <li>・現に存する施設を拡張し、拡張後の面積、墳墓又は納骨施設の数もとの施設の倍以上（200%以上）となる場合</li> <li>・現に存する施設と異なる区域に墓地等を設置し、それぞれ別途に管理する場合</li> </ul> <p>(2) 変更の許可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現に存する施設を拡張し、拡張後の面積、墳墓又は納骨施設の数もとの施設の倍に満たない（199%以下）場合</li> <li>・現に存する施設と隣接又は近接して墓地等を設置し、管理上一体の施設とする場合</li> <li>・現に存する施設の一部を縮小又は廃止する場合</li> <li>・現に存する施設の一部を隣接又は近接した場所に移転し、全体を一体の施設として管理する場合</li> <li>・現に存する施設の一部を他の区域に移転し、それぞれ別途に管理する場合（他の区域に移転する部分につき、新規の許可が必要）</li> </ul> <p>(3) 廃止の許可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現に存する施設の全部を他の区域に移転する場合（他の区域に移転する部分につき、新規の許可が必要）</li> <li>・現に存する施設の全部を廃止する場合</li> </ul> <p>3. 墓地等の設置場所基準及び施設の構造設備基準は、墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可（墓地、埋葬等に関する法律第 10 条第 1 項）の審査基準による。</p> <p>4. 上記のほか、次に掲げる通知を参考に判断する。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墓地の新設に関する件（昭和21年9月3日発警第85号。内務省警保局長・厚生省公衆衛生局長連名通知）</li> <li>・墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する件（昭和23年9月13日発衛第9号。厚生次官通達）二（納骨堂の定義）</li> <li>・個人墓地の疑義について（昭和27年10月25日衛発第1025号。厚生省公衆衛生局長回答）</li> <li>・墓地の許可に関する疑義について（昭和28年4月1日衛環第27号。厚生省公衆衛生局環境衛生部環境衛生課長回答）</li> <li>・墓地、埋葬等に関する法律の疑義について（昭和29年10月7日衛環第100号。厚生省公衆衛生局環境衛生部環境衛生課長回答）</li> <li>・墓地、埋葬等に関する法律の疑義について（昭和31年11月16日衛環第113号厚生省環境衛生課長回答）</li> <li>・墓地、埋葬等に関する法律の適用について（昭和44年7月7日環衛第9093号。厚生省環境衛生課長回答）</li> <li>・許認可等の審査・処理期間の半減・短期化について（平成11年4月8日生衛発第656号。厚生省生活衛生局長通知）</li> <li>・墓地経営・管理の指針等について（平成12年12月6日生衛発第1764号。厚生省生活衛生局長通知）</li> </ul> <p>○美郷町墓地等の経営の許可等に関する規則 （変更の許可の申請）</p> <p>第6条 法第10条第2項の変更の許可を受けようとする者は、墓地区域等変更許可申請書（様式第4号）に変更事項に係る前条各号に掲げる書類（改葬を必要とする場合にあっては、法第8条の改葬許可証の写しを含む。）で、町長が指定するものを添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>（廃止の許可の申請）</p> <p>第7条 法第10条第2項の廃止の許可を受けようとする者は、墓地等廃止許可申請書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1） 廃止計画時の使用者の一覧（墓籍簿の写し等）</li> <li>（2） 墓地又は納骨堂を廃止する場合にあっては、法第8条の改葬許可証の写し</li> <li>（3） 申請者が宗教法人等である場合にあっては、許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類</li> <li>（4） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類</li> </ol>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 20日
備 考	（秋田県）市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第32第1号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成27年10月31日